長介第 1520 号 令和4年3月30日

地域密着型サービス事業所管理者 様 居宅介護支援事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の様式の一部改正等について(通知)

厚生労働省通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定力護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年3月8日老企第41号)の一部改正(別紙参照)に伴い、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」等の様式及び添付書類一覧表を改めました。

つきましては、令和4年4月1日以降の体制等の届出から、本通知により届出等を行ってく ださるようお願いします。

記

1 改正概要

社会保障審議会介護保険部会「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における議論及び介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)に係る経過措置の期限が令和4年3月31日であること等を踏まえた、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表等の様式の新設及び一部改正等

- 2 改正後の様式等
- (1) 地域密着型サービス 資料1のとおり
- (2) 居宅介護支援 資料2のとおり(添付資料一覧表は変更ありません。)
- 3 適用年月日令和4年4月1日

担 当:長岡市福祉保健部介護保険課

介護事業推進係 渡邉・今井

電 話:0258-39-2245 (直通)

FAX: 0258-39-2278

E-mail: kaigo@city.nagaoka.lg.jp